

競争入札心得

(総則)

第1条 一般財団法人道民活動振興センター（以下「財団」という。）が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金)

第2条 入札保証金は、免除とします。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、自己の氏名を表記して提出してください。

2 電子入札による一般競争入札において、電子入札参加者は、前項の入札書を指定したメールアドレス宛てに送信してください。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書換え、引換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書の記載金額その他入札用件（電子入札の場合にあつては、指定した電子計算機に到達した入札金額その他所定の情報）が確認できない入札

(2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3) 入札書に記名押印（電子入札の場合にあつては、メールで到達したものが陰影の確認をできないもの）のない入札

(4) 一の入札者又はその代理人が、同一事項について2以上の入札をしたときの入札

(5) 代理人が2人以上の者の代理をしていた入札

(6) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

(7) 電子入札で所定の日時までには到着しなかったもの

(8) 電子入札で指定する電子計算機に到達した入札金額その他所定の情報が書換えられたもの

(9) 無権代理人がした入札

(10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）

(11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、通知した場所において、入札の終了後直ちに行います。

(再度入札等)

第9条 開札の結果、落札に至らなかった場合は、初度の入札参加者で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2以上いる場合は、財団が作成したくじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札したものを落札者とししない場合があります。

(1) 当該申込に係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、財団職員の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(契約の締結)

第12条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、理事長の作成した契約書に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に理事長に提出しなければなりません。

(落札者と契約を行わない場合)

第13条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

(入札保証金等の帰属)

第14条 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額の違約金を財団に納付しなければなりません。

(契約保証金)

第15条 契約保証金は、免除とします。

(談合情報に対する対応)

第16条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第17条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、理事長が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第18条 入札参加者と指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者と指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前には、その旨を文書又は口頭により理事長に連絡すること。

(2) 入札執行中には、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以降の入札において不利益な取り扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第19条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。